三　代表者氏名　代表取締役社長　五明　尚
四　登録年月日　平成二十二年六月十六日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地　株式会社東京建物アメニティサポート　東京都墨田区太平四丁目1番3号

○中部地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十二日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十二年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区小河内字上倉一七七番四から同市清水区小河内字上倉一八〇番一まで	前	一五・〇五～五三・二〇	〇・〇四一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一五・〇五～五三・五〇	〇・〇四一	

（メートル）　（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	静岡市清水区小河内字上倉一七七番四から同市清水区小河内字上倉一八〇番一まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十二日

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十二日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市博多区堅粕一丁目六七番から同市西区拾六町一丁目四〇番三まで	前	BA 一四・〇〇～三〇・〇〇～二九四・〇〇	六六・二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一四・〇〇～三〇・〇〇～二九四・〇〇	六六・二〇	

（メートル）　（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○福岡県公安委員会告示第百七十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年六月二十二日

福岡県公安委員会委員長　宮嶋　正夫

一　名称　四代目工藤會
二　主たる事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区神岳一丁目一番十二号
三　代表する者の氏名　野村　悟
四　代表する者の住所　福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目十九番十五号
五　指定番号　九〇一〇―一（平成十九年六月二十一日福岡県公安委員会告示第百九十四号により公示した指定番号九〇〇七―一）

○沖縄県公安委員会告示第七十四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年六月二十二日

沖縄県公安委員会委員長　安里　昌利

一　(一)　名称　三代目旭琉会
(二)　主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三百一番地六
(三)　代表する者の氏名　翁長良宏
(四)　代表する者の住所　沖縄県那覇市牧志二丁目十五番九号
(五)　指定番号　九七一〇―一（平成十九年六月二十一日沖縄県公安委員会告示第七十八号により公示した指定番号九七〇七―一）
二　(一)　名称　沖縄旭琉会
(二)　主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市辻二丁目六番十九号
(三)　代表する者の氏名　富永　清
(四)　代表する者の住所　沖縄県沖縄市上地二丁目十四番十八号
(五)　指定番号　九七一〇―二（平成十九年六月二十一日沖縄県公安委員会告示第七十八号により公示した指定番号九七〇七―二）

人事異動

内閣

財務大臣秘書官に任命する　日髙　辰也
国務大臣秘書官に任命する　河井　淳一
村田国務大臣附を命ずる
国務大臣秘書官に任命する　濵　秀夫
玄葉国務大臣附を命ずる
財務大臣秘書官　石田智太郎
農林水産大臣秘書官　泉　貴仁
国務大臣秘書官　瀧澤　直樹
同　枝野佐智子
願に依り本官を免ずる（各通）（以上六月八日）
（農林水産省生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室長）農林水産技官　小林　博行
（消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長）総務事務官　松元　照仁
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（同）同　米澤　健
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月十五日）
検事長　大林　宏
検事総長に任命する
検事　藤田　昇三
同　梶木　壽　同　岩村　修二
検事長に任命する（各通）
高等裁判所長官　大谷　剛彦
最高裁判所判事に任命する
判事　池田　修
高等裁判所長官に任命する
丹羽宇一郎　佐藤　重和　戸田　博史
特命全権大使に任命する（各通）
検事総長　樋渡　利秋
検事長　中尾　巧
同　増田　暢也
願に依り本官を免ずる（各通）
特命全権大使　田邊　隆一
在関西の諸機関及び団体と外国政府機関との協力増進に関し、在関西の外国政府機関等と協議するための日本政府代表を命ずる（以上六月十七日）